

事務連絡
平成31年3月29日

都道府県労働局職業安定部長 殿

厚生労働省職業安定局
雇用保険課長補佐（業務担当）

育児休業給付金の期間延長に係る
「平成30年の地方からの提案等に関する対応方針」への対応について

昨年12月25日に、「平成30年の地方からの提案等に関する対応方針」（以下「地方分権の対応方針」という。別紙1参照。）が閣議決定され、育児休業及び育児休業給付金の期間延長に係る手続きについて所定の措置を講ずることとされたところです。

つきましては、下記の事項を御確認の上、御対応をよろしくお願いいたします。

記

1 地方分権の対応方針の概要

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成30年法律第76号。以下「育児・介護休業法」という。）に基づく育児休業及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）に基づく育児休業給付金（以下総称して「育児休業・給付」という。）は、原則として子が1歳に達するまで取得・受給することができるが、保育所等に入れない場合等には、最長で子が2歳に達するまで延長が可能とされている。

この保育所等に入れないことの証明として、市町村による保育が行われない旨の通知（以下「保育所入所保留通知書」という。）が用いられているところである。

昨年の地方分権改革における議論において、地方公共団体から、育児休業・給付の延長の手続きに必要な保育所入所保留通知書の入手のみを目的として入園の意思なく入園申込みを行う方がいるために、自治体の事務手続きに混乱が生じており、真に入園を希望する方に不利益が生じているとの意見があったところである。

上記意見を踏まえ、昨年 12 月 25 日に閣議決定された地方分権の対応方針においては、育児休業・給付の期間延長に係る手続について、保育所等の利用調整における公平性を確保するとともに、育児休業等の制度の適切な運用を図るため、①保育所等の利用調整に当たり、保護者からの申込みのうち、保育の必要性の高い者を優先的に取り扱うため、所要の調整方法を地方公共団体に通知すること、②育児休業等の制度の趣旨に則った同制度の活用を促す方法について検討し、2018 年度中に結論を得た上で必要な措置を講ずることとされた。

このうち、地方公共団体における対応については、平成 31 年 2 月 7 日付事務連絡「育児休業・給付の適正な運用・支給及び公平な利用調整の実現等に向けた運用上の工夫等について」（別紙 2 参照。以下「保育課事務連絡」という。）により、厚生労働省子ども家庭局保育課から地方公共団体あてに技術的助言として通知されたところである。

また、育児休業等の制度の趣旨に関する事業主又は労働者等への周知等については、平成 31 年 3 月 29 日付雇均職発 0329 第 3 号「育児休業の期間延長に係る「平成 30 年の地方からの提案等に関する対応方針」への対応について」（別紙 3 参照。）により、厚生労働省雇用環境・均等局職業生活両立課から都道府県労働局雇用環境・均等部（室）あてに通知されたところである。

2 地方分権の対応方針を踏まえた育児休業給付金の期間延長の取扱について

地方分権の対応方針を踏まえ、育児休業給付金の期間延長については、下記の通り取扱うこととする。

保護者が保育所等の入所申込みを行い、第一次申込みで保育所の内定を受けたにもかかわらずこれを辞退し、第二次申込みで落選した場合には、地方公共団体あてに通知された保育課事務連絡に基づき、地方公共団体が落選を知らせる保育所入所保留通知書にこうした事実を付記することがある（付記の有無等実際の運用は自治体によって異なる）が、こうした付記がなされた保育所入所保留通知書を受け取った労働者は、第一次申込みの内定辞退にやむを得ない理由がない限り、育児休業・給付を延長する要件を満たさないため、延長の申出ができないこととなる。

公共職業安定所において、こうした付記がなされた保育所入所保留通知書によって育児休業給付の期間延長の申請があった場合、当該労働者からやむを得ない理由があったかどうかの疎明を求めることとなり、個別具体的な判断については本省に事前協議されたい。